

事務連絡
令和元年9月26日

介護保険事業者 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

消費税率引上げに伴う介護報酬改定への対応について（通知）

平素から本市保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の施行により、令和元年10月1日から消費税率が引上げられることに伴い、介護報酬改定による重要事項説明書等の変更及び利用者等への説明が必要となります。

つきましては、介護保険最新情報 Vol. 740（令和元年9月18日）「令和元年介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」を参考に対応していただきますようお願いいたします。

なお、今回の介護報酬改定に伴う 介護保険サービスの利用者負担以外の利用料等（食費や日常生活に要する費用を含む。） を変更する場合は、運営規程（別紙・別添、重要事項説明書を含む。） の変更に係る届出は不要 ですので、念のため申し添えます。

記

<介護保険最新情報 Vol. 740 の掲載場所>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/healthcare/korei-kaigo/05/5-0101.html>

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 12階
福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課
在宅指導係 TEL：092-711-4257
施設指導係 TEL：092-711-4319
FAX：092-726-3328
E-mail：shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp